

医師確保計画推進事業の概要(令和7年度)

【内容】

➤ 医師確保計画の推進のため、県内各圏域の医療機関等が実施する必要な取組みを支援(医療介護総合確保促進基金を充当)

【事業主体】

➤ 「医師少数区域」及び「医師少数スポット」に所在する病院、郡市医師会、地域医療連携推進法人、へき地診療所、市町村等

【対象経費】

➤ 医師確保計画の推進を目的とした次の事業に係る経費

事業区分	基準額	留意事項
① 医師を確保するために圏域の医療機関や自治体と連携して実施する医師招聘事業(将来的な確保を目指して実施する医学生向けの事業を含む)	—	【対象経費】 報償費、職員等旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、賃借料及び使用料
② 県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤雇用する者又は新規に非常勤雇用する者を対象として、当該医療機関に1年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき貸与を行う事業	2,000千円／名	【対象外】 ① 県の医学生向け奨学金、研修医研修支援資金の貸与を過去に受けた者 ② 自治医科大学卒業者(義務年限内) 【非常勤医師】 勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者に限って対象
③ 県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣(定期的な派遣に限る)を行うことで生じる逸失利益	1,250千円／月 ※派遣医師1名あたり	【逸失利益の計算式】 医師1名が1ヶ月にあげる利益×派遣医師数×派遣月数
④ 子育て支援事業	1,000千円	【対象経費】 復職に向けた研修会経費、ベビーシッター支援、等

【補助基準額及び補助率】

➤ ①～③は1事業あたり基準額10,000千円(補助率1/2)

※①～③を組み合わせる申請可能 ※事業に係る収入(寄附金等)がある場合はその額を控除

➤ ④は1事業あたり基準額1,000千円(補助率1/2)

【想定事業例】

➤ 医師転職支援企業と連携して医師多数区域より医師を招聘し、当該医師へ貸付金を貸与することで定着を図る取組

➤ 医学生が行う地域医療実習にあたり、自治体等と連携のうえ実施する旅費の支弁及び宿泊施設の借上げに対して支援することで、将来的に医師確保につながるような取組

➤ 子育て中の医師へ復職に向けた研修会の開催やベビーシッター費用の支援など、働きやすい職場にするため、医療機関が独自に行うことにより定着を図る取組

【その他】

➤ ①～③を組み合わせる申請可能(例:①5,000千円+②2,000千円=事業費7,000千円)

④は①～③と別事業とする。

